

高商連ニュース

要望をお寄せ下さい **副知事, 県教育長交渉**

■中小商工業者の振興、県民の生活と生命を守るために

- 税金等の徴収について
 - 1) 鳥取県児童手当差し押さえ判決を受けて、各地で「滞納整理マニュアル」が改訂されています。高知県徴収事務マニュアルも鳥取県に学び、改訂して下さい。
 - 2) 徴収にあたっては、総務省事務連絡にあるように、「滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるときは、その執行を停止することができる」とされていることを踏まえ、各地方団体においては、滞納者の個別・具体的な実情を十分に把握した上で、適正な執行に努めていただきたいこと」をふまえて行って下さい。
 - 3) 「財産の差し押さえによる税金の徴収」を業務とする管理機構では、「住民の福祉の増進を図ることを基本」とした対応は出来ません。機構の解散、縮小を検討して下さい。
 - 4) マイナンバー制度に不安を持ち反対している県民、事業主に個人番号を知らせていない従業員もいます。住民税の特別徴収通知書に従業員の個人番号を記載しないよう市町村と協議してください。今後、自動車税の納税通知書等の県が発行する文書(書類)に個人番号を記載しないでください。
- 住宅リフォーム助成制度、店舗リニューアル助成制度について
 - 1) 住宅リフォーム助成制度は住民に歓迎され、地域経済振興にも貢献しています。県でも来年度から実施して下さい。
 - 2) 店舗リニューアル助成制度(店舗魅力向上事業費補助金)を商店街地域に限らず、県下全域の対象店舗が利用できるようにするとともに、申請書類の簡素化を図って下さい。
- 「小規模企業振興基本法」を生かし、高知県としても小規模企業振興条例を制定して下さい。
- 他県において、スナックなどの料飲店に突然、警察官が立ち入り、風俗営業法(風営法)違反として経営者などを逮捕・勾留し、罰金を科すといった事例が相次いでいます。庶民の憩いの場となっている料飲店が安心して営業できるよう、①立法目的にも今の時代にも合わなくなっている風営法と「解釈運用基準」を見直すよう関係機関に働きかけてください。②「本法の運用に当たっては、表現の自由、営業の自由等憲法で保障されている基本的人権に配慮し、職権が乱用されることのないよう十分留意すること」(平成27年6月16日参議院内閣委員会付帯決議)を踏まえ、過度な取り締まりはせず、スナック等の営業の自由を守ってください。
- 国土交通省は、建設産業における社会保険未加入対策を進めています。本来、社会保険の適用除外となる一人親方(事業主)や従業員4人以下の個人事業所が、社会保険未加入を理由とした、現場から排除される事例や、社会保険加入のために法人化を強引に求められる事例も発生しています。
 - 1) 元請建設事業者に対し、社会保険の適用除外となる小規模な下請事業者への、社会保険への加入の強要や、社会保険加入のために強引に法人化を求めるなどを行わないよう指導してください。事例を聞き取り調査し現場排除や取引停止など不公正な取引を是正してください。
 - 2) 一人親方は、国民健康保険及び国民年金に加入していることをもって現場入場が可能であることを周知、徹底してください。
 - 3) すでに社会保険に加入している下請事業者との契約においては、再下請事業者も含め、法定福利費を十分確保できる単価で契約するよう元請事業者を徹底指導してください。
 - 4) 社会保険加入に強要等で悩む下請け事業者の相談窓口を設けてください。

■国保に関連して

「差押奨励金」とも言える、差押1件について15000円を市町村に交付する「国保料(税)の収納確保対策」(国保調整交付金)は廃止して下さい。

高商連も加盟している「軍事費を削って、くらしと福祉、教育の充実を」国民大運動高知県実行委員会(国民大運動)は、毎年秋に、副知事、県教育長交渉を行っています。平和団体、女性団体、医療福祉団体、労働組合などから多岐にわたる要求が持ち寄せられ、副知事、教育長と各2時間の交渉を行います。

高商連から今年は、左の内容で要望を出す予定です。加盟団体で検討し、要求項目・内容を決定します。みなさんからの要望を、民商又は県連事務局までお寄せください。



高商連幹部学校

楽しく学べる 元気出る

中田進さんの学習講演 ぜひ聞きに来てください

中田進さんは、大阪市の中学校教諭を経て、現在関西勤労者教育協会講師。関西労働学校、労働組合、民主団体、教育機関などで講師として活躍中。モットーは「深い認識に支えられた勇気」。ユーモアあふれるわかりやすい講義が特徴で、教室に笑いがあふれることもしばしば。

3・13重税反対高知県中央集会でもたびたび講演し、好評で人気の講師です。高商連幹部学校ですが、民商役員に限らず、どなたでも参加できます。

日時 9月9日(土)午後2時～

会場 高知県婦人会館

(丸の内高校グラウンド東)

参加費 無料

講演1部 政治・経済情勢

2部 倉敷民商弾圧事件

3部 民商運動の果たす役割

■準備の都合上、なるべく事前の参加申込をお願いします。

楽しく学べる民商学校

